

# 湯浅町斎場建替事業

## 募集要項

令和6年1月

湯 浅 町

## 目 次

1. 募集要項の位置付け .....	1
2. 事業の概要 .....	1
3. 応募者の参加資格要件等 .....	3
3. 1. 応募者の構成等 .....	3
3. 2. 応募者の参加資格要件 .....	3
3. 3. 各業務にあたる者の参加資格要件 .....	4
4. 事業スケジュール .....	6
5. 応募の手続き等 .....	6
6. 失格事項 .....	9
7. 応募に関する留意事項 .....	10

## 1. 募集要項の位置付け

本募集要項（以下、「本要項」という。）は、湯浅町（以下、「町」という。）が湯浅町斎場建替事業（以下、「本事業」という。）を実施する事業者を募集及び選定するにあたり、応募者を対象に公表するものである。

本要項において、本事業にかかる基本設計、実施設計及び施工等の一括発注に際し、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を選定するため、本プロポーザルへの参加要件のほか、手続き等について必要な事項を定めるものとする。また、本要項と次の資料は一体のものであり、すべてを総称して「募集要項等」という。したがって、提案書の作成にあたっては募集要項等を精読のうえ、不足の無いように努めること。

- 別添資料1：要求水準書
- 別添資料2：優先交渉権者決定基準
- 別添資料3：様式集

## 2. 事業の概要

### (1) 事業内容

湯浅町斎場建替事業

### (2) 事業の目的

町の現在の斎場は、昭和53年に供用開始され45年が経過しようとしている。供用開始後、施設の機能の保持のため適宜補修等を行っているが、供用開始から約45年が経過していることから、建築物及び火葬炉設備ともに経年的な老朽化や劣化がみられる。また、施設の狭隘さや地下構造による不便な面、今後見込まれる火葬需要への対応等の課題を抱えており、安全性の確保や町民サービスの維持において、新斎場の整備は急務となっている。

本事業は、この課題に対応するため新斎場を整備するものであり、安全性の確保と町民の利便性向上、施設運営の効率化を図るとともに、故人にとって最期を見守られるにふさわしく、ご遺族及び会葬者の故人を偲ぶ思いに配慮した新斎場の実現を目指すものである。

### (3) 施設の基本方針

新斎場は、以下の4つの基本方針のもと、「湯浅の自然と歴史に包まれたお別れの場にふさわしい豊かな空間づくり」を目指す。

事業者は、この基本方針を十分に踏まえた斎場を提案すること。

#### ○人にやさしい斎場とします

人生の終焉の場としてふさわしい厳かな空間を確保し、心静かに故人を偲び、別れのときを静かに感じられるよう、遺族や会葬者の動線と諸室の配置に配慮します。さらに、利用する高齢者等にもやさしいユニバーサルデザインを取り入れます。

#### ○環境にやさしい斎場とします

環境性能の優れた火葬炉設備により環境への影響を低減するとともに、省資源・省エネルギーに対応します。さらに、周辺環境に調和した空間作りで地域に受け入れられる斎場とします。

#### ○災害に強い斎場とします

非常時のバックアップに必要な設備機器を設置し、災害時にも対応できる斎場とします。

○経済性に優れた斎場とします

管理運営がしやすい効率的なシステムを取り入れた斎場とします。

(4) 施設等の概要

項目	参考面積	室数	内容
エントランスホール	40 m <sup>2</sup>	1	待合スペース兼用
告別室	75 m <sup>2</sup>	1	※炉前ホール兼収骨室と兼ねることができる
炉前ホール	95 m <sup>2</sup>	1	収骨室兼用 ※告別室と兼ねることができる
炉室	100 m <sup>2</sup>	1	火葬炉：人体炉 2 基、前室：2 基分
動物火葬炉室等	40 m <sup>2</sup>	1	火葬炉：動物炉 1 基、受付等
機械室	210 m <sup>2</sup>	1	1 階：残骨・残灰室、電気室 等 2 階：排ガス冷却設備、集じん設備、排気設備 等
管理室	25 m <sup>2</sup>	1	管理事務室、職員休憩室 監視室、控室、トイレ
トイレ	—	1	一般トイレ（男女）、多目的トイレ （外部からの出入りも可能なもの）
その他	—	—	車寄せ、倉庫・台車置場等

項目	内容
駐車場	普通乗用車用 15 台 （一般利用者用 12 台・僧侶用 1 台・管理用 1 台・身障者用 1 台） マイクロバス用 1 台
その他	構内通路、緑地等

(5) 事業方式

本事業は、DB方式（設計・施工一括発注方式）により実施する。

(6) 上限価格

本事業の上限価格は以下のとおりである。

- ・上限価格：875,898,000 円（消費税を含む）

(7) 事業期間

本事業の事業期間以下のとおりである。

内容	期間等
管理棟・公衆便所の解体撤去 本施設の設計・建設	令和 6 年 7 月～令和 8 年 3 月
本施設の完成	令和 8 年 3 月
本施設の供用開始	令和 8 年 4 月 1 日
現斎場の解体撤去、外構等整備	令和 8 年 4 月～令和 8 年 9 月
本事業の完了	令和 8 年 9 月

(8) 事業の対象となる業務範囲

事業者が行う業務の範囲は、以下のとおりとする。

- ・ 事前調査業務
- ・ 設計業務
- ・ 建設業務
- ・ 既存施設解体撤去業務
- ・ 施設周辺整備業務
- ・ 各種許認可等申請及び支援業務
- ・ 試運転及び運転指導業務
- ・ 性能試験及び引渡業務
- ・ その他本施設の設計・建設上必要な業務

3. 応募者の参加資格要件等

3. 1. 応募者の構成等

本事業は、一体的な設計・施工を必要とするため、応募者については、施工実績やノウハウを有する設計企業、建設企業、火葬炉企業で構成する「異業種特定建設工事共同企業体」（以下、「異業種特定JV」という。）とし、各企業（構成員）が一体となって本事業の完了に向けて、分担施工方式（乙型）により担当するものとする。

応募者は、以下に示すとおり複数の企業で構成されるものとする。応募者のうち、建設企業を代表企業とし、代表企業が参加手続きを行うものとする。

なお、応募者の構成員は、2以上の応募者の構成員として参加することはできない。

応募者の構成員	内容
設計企業	施設の設計を行う企業
建設企業	施設の建設を行う企業
火葬炉企業	火葬炉設置及び施工を行う企業

3. 2. 応募者の参加資格要件

異業種特定JVの構成員は、それぞれ次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ② 参加表明書等の提出の日から特定通知の日までの期間に、湯浅町建設工事等に係る入札参加資格停止措置要綱による入札参加停止措置を受けていないこと。
- ③ 湯浅町と係争中の者でないこと。
- ④ 和歌山県暴力団排除条例第2条第1号から第3号に該当する者でないこと。
- ⑤ 次のいずれかに該当する事由があると認められる者でないこと。
  - a. 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時建設工事の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下、「暴対法」という。）第

2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である。

- b. 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している。
  - c. 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している。
  - d. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している。
  - e. c、dに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下、「旧更正事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下、「旧法」という。）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかったもの又は申立てをなされなかったものとみなす。
- ⑦ 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- ⑧ 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかったもの又は申立てがされなかったものとみなす。
- ⑨ 本事業について、アドバイザー業務等に関与した株式会社環境技術研究所と資本又は人事面において関連を有する者でないこと。また、「資本又は人事面において関連を有する者」とは、次のa又はbに該当する者をいう。
- a. 当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者
  - b. 当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者
- ⑩ 直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税並びに町が課税する町税を滞納していない者であること。

### 3. 3. 各業務にあたる者の参加資格

異業種特定JVの構成員のうち、各業務に当たる者が、それぞれ次の資格要件・実績を満たしていること。

また、いずれの企業も、町の競争入札等参加資格者名簿の区分に登録された者であること。

#### 3. 3. 1. 設計企業

- ① 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を行っている本社、支社、支店、営業所等を和歌山県内に有している者であること。

- ② 町において、令和 5 年度有効である測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格を有している者であること。
- ③ 参加表明書等の提出期限日以前において、過去 15 年間に、斎場又は地方公共団体（地方自治法第 284 条第 2 項の規定による一部事務組合を含む。）が発注した公共建築物のうち以下の要件を満たす建築設計業務を元請（共同企業体の場合は代表構成員、構成員のいずれも可とする。）で契約し、完了した実績を有すること。
  - a. 新築、増築又は改築
  - b. 鉄骨造（軽量鉄骨造を除く。）、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
  - c. 1 棟あたりの延べ面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上。ただし、増築の場合は、既存部分の面積は含まないものとする。

### 3. 3. 2. 建設企業

- ① 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 15 条の規定による「建築工事業」に係る特定建設業の許可を受けている者であること。
- ② 町において、令和 5 年度有効である一般競争（指名競争）参加資格者（建設工事）であり、登録業種が「建築一式」であること。
- ③ 有田市又は有田郡内に本店を有する者で、経営規模等評価結果通知書「建築一式」における総合評定値（P）が 1,000 点以上の者であること。  
※経営規模等評価結果通知書の総合評定値（P）については、募集要項等の公表日時点に法定有効期間内（基準日から 1 年 7 ヶ月）であることとする。
- ④ 参加表明書等の提出期限日以前において、過去 15 年間に、延べ面積 1,000 m<sup>2</sup>以上の建築工事を元請（共同企業体の場合は代表構成員、構成員のいずれも可とする。）で契約し、竣工した実績を有すること。

### 3. 3. 3. 火葬炉企業

- ① 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 15 条の規定による「機械器具設置工事業」に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ② 町において、令和 5 年度有効である一般競争（指名競争）参加資格者（建設工事）であり、登録業種が「機械設備」又は「その他（タイル、れんが、ブロック工事）」であること。
- ③ 参加表明書等の提出期限日以前において、過去 15 年間に、地方公共団体（地方自治法第 284 条第 2 項の規定による一部事務組合を含む。）が発注した、火葬炉（人体炉）を一契約（共同企業体としての契約の場合は代表構成員、構成員のいずれも可とする。）で 2 基以上納入・設置する工事において、完成・引渡し完了した実績を有すること。

#### 4. 事業スケジュール

募集要項等の公表 から契約締結までのスケジュールは以下を想定している。

なお、下表のスケジュールは、町の都合で変更する可能性がある。

項目	期間等
募集要項等の公表	令和6年1月10日(水)
現地見学会	令和6年1月22日(月)
募集要項等に関する質問受付	令和6年1月24日(水)～ 令和6年1月26日(金)
募集要項等に関する質問への回答	令和6年2月2日(金)
参加表明書等の提出	令和6年2月7日(水)～ 令和6年2月9日(金)
参加資格審査結果通知	令和6年2月16日(金)
技術提案書等の提出	令和6年4月1日(月)～ 令和6年4月5日(金)
プレゼンテーション・ヒアリング実施通知	令和6年4月10日(水)
プレゼンテーション・ヒアリング実施	令和6年4月下旬～5月上旬
審査結果及び優先交渉権者の公表	令和6年5月上旬
優先交渉権者との詳細調整	令和6年5月上旬～5月下旬
仮契約締結	令和6年5月下旬
契約(議会議決)	令和6年6月上旬

#### 5. 応募の手続き等

##### (1) 募集要項等の公表

令和6年1月10日(水)に町ホームページにおいて公表する。

##### (2) 現地見学会の開催

事業用地において、現地状況等を見学することができる。

参加希望者は、令和6年1月17日(水)午後3時までに、現地見学会申込書(様式1-1)に必要事項を記入の上、プロポーザル事務局に電子メールにて送付すること。参加希望者は、電子メール送信後、電話によりプロポーザル事務局に、メール着信の確認を行うこと。

なお、集合場所・時間等については、担当者宛にメールにより連絡する。

現地見学会開催日：令和6年1月22日(月)(荒天中止)

##### (3) 募集要項等に関する質問の受付

募集要項等に関する質問を、以下の提出期限まで受け付ける。

募集要項等に関する質問がある場合は、募集要項等に関する質問書(様式1-2)に記入の上、電子メールに記入済みの同様式のファイルを添付し、プロポーザル事務局に送付して提出すること。電話やファックス、口頭による質問は受け付けない。

質問送付者は、電子メール送信後、電話によりプロポーザル事務局に、メール着信の確認を行うこと。

受付期間：令和6年1月24日（水）午前9時～令和6年1月26日（金）午後5時

(4) 募集要項等に関する質問への回答の公表

募集要項等に関する質問への回答は、令和6年2月2日（金）までに町ホームページにおいて公表する。なお、電話等による問合せには応じない。

(5) 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により参加表明書等の提出を行わなければならない。期限までに参加表明書等を提出しない者は、本プロポーザルに参加することができない。

参加希望者は、募集要項等を熟読し、本要項「3 応募者の参加資格要件等」を満たしていることを確認の上、参加表明書等を作成すること。

1) 提出書類

様式集の参加表明書及び必要書類を使用し、様式集に示す順で綴じて提出すること。構成・提出部数等については様式集に示す。

2) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

持参による場合は、持参する時間を予めプロポーザル事務局に、電話により連絡すること。なお、電話は、持参する日の前日の午後5時までに行うこと。

郵送による場合は、配達証明付書留郵便に限る。また、受付締切日までにプロポーザル事務局に届かない場合は、受理しない。

3) 受付期間

受付期間は、令和6年2月7日（水）午前9時～令和6年2月9日（金）午後5時までとする。

4) 提出先

プロポーザル事務局とする。

(6) 参加資格審査

提出された参加表明書と必要書類を基に、プロポーザル事務局において参加資格審査を行う。

資格要件及び実績要件をともに満たすことが確認できた場合には、参加資格審査結果通知を代表企業に対して送付する。

(7) 参加辞退

1) 提出書類

参加表明書等を提出した日以降で必要がある場合は、辞退届（様式2-11）を提出すること。

2) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

持参による場合は、持参する時間を予めプロポーザル事務局に、電話により連絡すること。なお、電話は、持参する日の前日の午後5時までに行うこと。

3) 受付期間

受付期間は、参加表明書等を提出した日以降とする。

4) 提出先

プロポーザル事務局とする。

(8) 技術提案書等の提出

1) 提出書類

参加資格審査において合格した応募者は、様式集の技術提案書及び必要書類を使用し、様式集に示す順で綴じて提出すること。構成・提出部数等については様式集に示す。

2) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

持参による場合は、持参する時間を予めプロポーザル事務局に、電話により連絡すること。なお、電話は、持参する日の前日の午後5時までに行うこと。

郵送による場合は、配達証明付書留郵便に限る。また、受付締切日までにプロポーザル事務局に届かない場合は、受理しない。

3) 受付期間

受付期間は、令和6年4月1日（月）午前9時～令和6年4月5日（金）午後5時までとする。

4) 提出先

プロポーザル事務局とする。

(9) 技術提案審査

1) プレゼンテーション・ヒアリング実施通知

技術提案書を受理した応募者に対して、ヒアリング実施日時・場所等を令和6年4月10日（水）に別途連絡する。

2) プレゼンテーション・ヒアリングの実施

プレゼンテーション・ヒアリングを実施する。プレゼンテーション・ヒアリングは、技術提案書における提案内容の疑義事項等を直接事業者を確認し、評価に反映することを主な目的とする。プレゼンテーションは、技術提案書に記載された提案内容以外について発言することは認めない。

3) 技術提案審査

プレゼンテーション・ヒアリングの内容を踏まえ、応募者から提出された技術提案書の内容を評価して得点化し、最も得点の高い提案を行った応募者を優秀提案者として選定する。

(10) 優先交渉権者の決定

1) 審査委員会の設置

応募者から提出された提案書は、湯浅町斎場建替事業プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において審査を行うものとする。

審査委員会は、委員が事前に判明することにより、公正な審査・選定に支障が生じる恐れがあることから非公開で行うものとする。

募集要項等の公表後、本事業の優先交渉権者決定までの間に、事業者選定に関して、応募者（個々の構成員を含む。）又はその応募者と同一とみなされる者が、審査委員会の委員に面談を求める等接触を持つことを禁じる。

この禁止事項に抵触したと町が判断したときは、当該応募者は、参加資格を失うものとする。

## 2) 優先交渉権者の決定等

「優先交渉権者決定基準」に基づき、審査委員会において優秀提案者及び次点提案者を選定する。町は、審査委員会の審査結果を踏まえて、優秀提案者を優先交渉権者とし、次点提案者を次点交渉権者として決定する。審査結果は、優先交渉権者の決定後に公表する。

優秀提案者及び次点提案者の決定にあたっての選定基準等については「優先交渉権者決定基準」に示す。

なお、応募者が1者の場合においてもプレゼンテーション・ヒアリングを実施して技術提案書の審査を行い、評価を行う。この場合は、技術提案書審査の得点と提案価格審査の合計が全体の60%以上となる場合に優秀提案者として選定し、町は優先交渉権者として決定する。

## 3) 審査結果の公表

審査結果の公表は、優先交渉権者の決定後に公表する。

## (11) 契約手続き等

### 1) 契約手続き

町及び優先交渉権者は、町議会定例会へ議案が提出できるよう、同年5月下旬に仮契約を締結するものとする。仮契約は、町議会の議決を得ることにより本契約となる。

### 2) 仮契約の締結に至らなかった場合の措置

優先交渉権者との間で事業契約締結の合意を得られなかった場合、町は、次点交渉権者と提案価格の範囲内で契約の締結交渉（随意契約）を行うものとする。また、この場合、優先交渉権者が要したすべての費用は、優先交渉権者が負担するものとする。

なお、契約締結までの間に、以下の事項に該当したときは契約しないことがある。

○湯浅町建設工事等に係る入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められるとき。

○入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けているとき。

○暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しないとき。

## 6. 失格事項

次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

① 提出方法、提出先及び提出期限に不適合と判断した場合

② 技術提案書等の作成上の留意事項に示された内容に適合しない場合

- ③ 誓約書に違反した場合
- ④ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- ⑤ 参加資格審査後、優先交渉権者を決定し、契約を締結するまでの間において、参加資格要件を満たさなくなった場合
- ⑥ 全ての提出書類のうち、いずれかに虚偽の内容が記載、又は重大な瑕疵等があった場合
- ⑦ 募集要項等の公表から優先交渉権者と契約を締結するまでに町職員又は公職にある者と不当な接触を行った場合
- ⑧ ヒアリングに参加できない場合その他町が不適格と認める場合
- ⑨ 1 応募者が 2 以上の技術提案書を提出した場合
- ⑩ 参加表明書等に記載された者以外の者が行った提案である場合
- ⑪ 提案価格が上限価格を超えている場合

## 7. 応募に関する留意事項

- ① 提出書類の作成及び提出に要する経費、ヒアリングに要する経費、その他提案参加に関する全ての経費は、応募者の負担とする。提案に対する参加報酬の支払いも行わない。
- ② 提出された書類は返却しない。
- ③ 提出された書類に関して、町より問い合わせを受けた場合は速やかに回答及び書類の追加提出等の対応を行うこと。
- ④ 災害事故等やむを得ない事由等により、提案事項等を実施することができないと認められる場合は、本事業を停止、中止することがある。なお、この場合において、当該提案事項等に要した費用を町に請求することはできない。
- ⑤ 提出された 技術提案書等は、選定を行う審査・評価に必要な範囲で複製又は複写することがある。
- ⑥ 参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- ⑦ 電子メール等の通信事故について、町はいかなる責任も負わない。
- ⑧ 応募者が 1 者のみであった場合、又は技術提案審査の対象となる応募者が 1 者のみとなった場合でも、参加資格を有する事業者であれば評価をそのまま実施する。ただし、応募者の数に関わらず、提案価格が上限価格を超える場合、要求水準を満たしていない場合、技術提案審査の得点と提案価格審査の得点の合計が一定の水準に達しない場合は、最上位の応募者であっても優先交渉権者として選定しない。
- ⑨ スケジュール変更については、各応募者に別途通知する。
- ⑩ 提出書類及び記載内容の変更、差し替え又は再提出については、提出期限内は可能とし、提出期限後は不可とする。
- ⑪ プロポーザル事務局以外に本プロポーザルに関する質問等をしないこと。
- ⑫ 個人情報の取扱いは、湯浅町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年条例第 1 号）に従い、応募者から提供された個人情報は、本事業の実施に必要な範囲内でのみ用いることとし、他の用途には用いない。
- ⑬ 技術提案書に記載された内容は、特に明記がない場合は契約締結後に追加費用を伴わずに実施する意思があるものとする。

- ⑭ 優先交渉権者が契約準備段階に入ったと認められる場合に、正当な理由なく契約締結を拒否した場合は、湯浅町建設工事等に係る入札参加資格停止措置要綱に基づいて、入札参加資格停止措置を行う場合がある。
- ⑮ 町長は、特に必要とあると認めるときは、募集を延期し、中止し、又は取り消すことができる。

プロポーザル事務局

窓口：湯浅町 住民生活課 環境係

住所：〒643-0002 和歌山県有田郡湯浅町青木 668 - 1

TEL : 0737-64-1102

FAX : 0737-63-2530

E mail : kankyou@town.yuasa.lg.jp